

作成日 平成26年 4月 1日

更新日 令和 8年 4月 1日

八王子市立由木東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」を「児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」より）と定義する。

2 いじめ問題に対する基本方針

- (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」行為であるという認識を強くもつ。
- (2) 「いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- (3) 「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

すべての教職員が、いじめは児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な問題であることを認識し、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関等と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決・再発防止の取組を徹底する。

3 いじめ問題に関わる学校の主な取組

- (1) 未然防止に向けた取組

いじめ防止由木東三か条

- しない → いじめをしない。人の嫌がることをしない。
- させない → いじめをさせない。嘲笑や暴言を許さない。
- 見逃さない → いじめを見逃さない。周囲にいる人が守り、伝える。

①教育活動全体を通して、人権教育を充実させ、「いじめは絶対に許されない」という指導の徹底を図るとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合う態度などを養う。

②欠席した児童へのフォローをする。次のような児童には家庭へ電話等で連絡を取り、本人や保護者から悩みや困っていることがないか聞き取るようにする。

例 病気を理由に3日連続でお休みしている。

理由があいまいな病欠や事故欠かつ2日連続でお休みしている。

理由があいまいな事故欠で月曜日をお休みしている。 など。

- ③道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
全ての児童を対象に、人を傷つけない言語表現について指導する。
- ④コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進し、自己肯定感を高めたり、集団の中で自己の存在意義を味わえたりできるようにする。
- ⑤生活目標、ふれあい月間、代表委員会における活動など、児童自身が常に意識し、主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ⑦児童及び保護者を対象としたいじめ（インターネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動、法教育を推進する。（SNS由木東ルールを守る。）
- ⑧入学時や各年度の開始時において児童、保護者、地域、関係機関などに基本方針の内容を説明する。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- ①「学校いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を毎週月曜日に設定し、児童の情報を共有するなど、組織的に対応する。いじめが疑われる事案が発生した時には臨時の学校いじめ対策委員会を開催する。いじめ防止基本方針の点検、見直しも行う。
[構成メンバー]校長・副校長・生活指導主任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
※臨時学校いじめ対策委員会開催時は、教務主任、養護教諭
- ②毎月第2週に簡易アンケートを実施し、児童の不安や悩みをいち早くつかみ、個別面談など、適切な対応を行う。学級で集計したものを学年で検討し、重大案件の可能性があると考えられる事案は生活指導主任、管理職へ報告し学校いじめ対策委員会で対応策を立てる。
- ③「ふれあい月間」には視聴覚教材を活用するなどの工夫を行い、児童自身がいじめ防止について考えるよう工夫する。
- ④スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。カウンセラー室を設置し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ⑤スクールソーシャルワーカーとの連携を行う。児童の欠席状況や家庭の状況を把握し、児童の不安解消に向けての手立てや登校支援について、諸機関と連携して検討する。
- ⑥学校非公式サイトなどの有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ⑦1人1台学習用端末については、教職員が常に児童の活用状況や閲覧・検索履歴を確認し、クラスルーム内で児童同士が自由にやり取りをすることがないように教員の活用研修を充実させる。
- ⑧いじめの早期発見のためのチェックリストを作成・共有して、全教職員で実施する。
- ⑨「子ども見守りシート」を活用し、保護者と連携していじめの早期発見に努める。特に、スマートフォンの所持率があがるとともに、SNSによるいじめが増えていることから

未然防止のために、保護者会での注意喚起を行い、家庭での確実な管理をお願いする。

⑩ 6年生で実施するQ-Uアンケートを分析し、いじめの早期発見に役立てる。

⑪ 6年生でライン株式会社と連携し、メディアリテラシー教育を実施する。

⑫ 主な活動計画

月日等	内 容
毎週月曜日	生活指導夕会を実施し、学年ごとに状況を報告する。全校で共通認識して対応すべき点について確認する。いじめに発展しそうな兆候にある場合の事案も積極的に情報共有する。
毎週月曜日	学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの認知や解消に向けた対応の検討、未然防止の方策を検討する。いじめを認知した場合は、状況に応じて委員も聞き取りや個別面談などを実施する。
学期1回以上	毎月児童振り返りシートを実施し、集計する。管理職・生活指導主任が講師となり、学校いじめ対策委員会の役割、いじめの未然防止、早期発見、組織的な対応の在り方について研修を行う。

(3) いじめ発生時の対応

① いじめと思われる事案が発生し場合は、速やかに学年と管理職へ報告し、情報を共有して対応策を検討する。また、話し合った内容や対応した内容について確実に記録に残す。緊急を要する場合には臨時いじめ対策委員会を行う。

② 児童をいじめから守り通す。

③ 一人一人の教職員のいじめ問題に対する鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校全体で組織的に対応する。

④ いじめの事実確認を徹底して行う。（当事者、関係する児童、周囲にいた児童から詳しく話を聞く。）

⑤ いじめを受けた児童、又はその保護者に対する支援を行う。

⑥ いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

⑦ 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察や少年センターと連携して対応する。

⑧ 重大事態への対処

- ・ いじめを認知し、重大事態につながる事案については、認知報告書を教育委員会に提出する。
- ・ 重大事態の定義に当てはまる可能性が高まった時には、教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・ 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

(4) その他

① 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す。

② いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所、

医療機関などとの連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

③教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るための校内研修の充実を図る。

④いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。

⑤学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。

⑥学校いじめ対策委員会の年間の活動計画を作成する。

⑦小中連携を行い、児童・生徒に関する情報を共有するためのチャンネルをもち、生活指導主任や特別支援教育コーディネーターを中心に情報共有を行う。また、3校合同でのいじめ防止研修を行う。